

独立行政法人国立公文書館の使命等と目標との関係

(使命)

独立行政法人国立公文書館(以下、「館」という。)は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)及び国立公文書館法(平成11年法律第79号)に基づき、歴史公文書等の受入れ、保存及び利用等の業務を行う国家の基本的な責務を担う機関であり、国民共有の知的資源である公文書等の適切な保存及び利用を行うことで、行政運営の適正かつ効率的な推進にとどまらず、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たし、我が国の歴史・文化及び学術に係る研究等の振興並びに国民のアイデンティティ形成にも寄与するものである。

(現状・課題)

館はこれまで、我が国の歴史公文書等の保存及び利用の拠点として、さらに歴史公文書等の保存及び利用に関する知見を蓄積する拠点として機能を果たしてきた。

また、館は「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)を踏まえ、館が主催する研修の充実強化や、実効性あるチェックを行うための体制強化、さらに、館の専門職員を内閣府に派遣し、各府省の取組状況の確認を支援するなどの取組を行った。

加えて、「公文書管理法施行5年後見直しに関する検討報告書」(平成28年3月23日公文書管理委員会)を踏まえ、我が国における歴史公文書等の保存・利用を推進する観点から、文書管理の専門家の育成のため、その中核としての役割を担うアーキビストの認証を開始するなど、館の役割はこれまで以上に高まっており、トップマネジメントの下、その期待や重責に応える体制基盤の整備が必要である。

(環境変化)

「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」(平成30年3月30日内閣府特命担当大臣決定。以下「基本計画」という。)が策定され、新たな国立公文書館について、国が必要とする歴史公文書等の利用・保存、学習・調査研究支援等の機能を担うため、新館及び既存施設全体で有機的な連携を図るための新たな体制についての検討が進められている。

館は、そうした機能・役割の拡大に向けた変化する環境の中、また、政府及び社会のデジタル化が加速する中、トップマネジメントの下、適切な対応が求められている。

さらに、事業の遂行に際しては、新型コロナウイルス感染症の国内発生状況及びこれを受けた政府の要請や、業種別の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切な対策を講ずることが求められている。

(令和3年度目標)

(上記の使命並びに現状・課題及び環境変化に係る分析を踏まえ、特に法人が取り組むべき内容として)

・歴史公文書等の利用促進に向けた取組を行うこと

(主な目標)国の重要な歴史公文書等を紹介する常設展のほか、国民のニーズ等を踏まえて、魅力ある質の高い展示を複数回行うとともに、利用者の利便性や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、デジタル展示等を積極的に行うこと。また、公文書管理法施行10年・国立公文書館開館50周年を踏まえた展示会及び関連行事を実施するとともに、関係機関との連携に取り組むこと等により、更なる魅力向上に努めること。さらに、歴史公文書等の利用請求に際しては、情報通信技術を利用した方法を含め、適切に対応すること。

・研修・人材育成への取組を行うこと

(主な目標)公文書管理における専門職員養成に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ持続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストの認証を行うこと。また、同認証について、その拡充の検討を行うとともに、国の機関・地方公共団体等における文書の保存・利用機関等への普及啓発及び社会的認知度の向上を図るため、説明会の開催等を行うこと。なお、研修の手法については、オンライン化の検討を進めること。

・新たな国立公文書館の建設等を見据えた機能拡充に向けた取組を行うこと

(主な目標)新たな国立公文書館が建設されることを踏まえ、内閣府が行う新館関係業務に当初より一段深く協力するとともに、基本計画に基づく3館体制を実現するため、北の丸本館、つくば分館の改修、書庫確保等、必要な検討及び着手を行うこと。

以上の取組について、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)と整合性を取りつつ実施する。